

## 要綱および要領制定基準

制定 昭和60年4月1日 区長決定  
要綱第 1号  
改正 平成28年3月1日 要綱第126号

### (目的)

第1条 この要綱(基準)は、要綱および要領の制定について必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準および手続の適正化に資することを目的とする。

### (要綱および要領に規定すべき事項)

第2条 次の各号に掲げる事項は、要綱により規定しなければならない。

- (1) 条例、規則または訓令により委任されている事項
- (2) 区行政全般に関連するような事務処理の基本的事項
- (3) 事務事業の基本的事項

2 次の各号に掲げる事項は、要領により規定しなければならない。

- (1) 条例、規則、訓令または要綱の施行に当たっての事務手続
- (2) 日常的な事務処理についての手続

3 同一事案について、要綱および要領を定める必要がある場合は、要領で規定すべき事項を要綱で定めることができる。

### (名称)

第3条 名称については、要綱は「要綱」、「要項」、「基準」、「方針」または「指針」を用い、要領は「要領」または「細目」を用いるものとする。

### (形式等)

第4条 形式は横書きとし、別記に定める例による。

2 用字、用語その他必要な事項は、品川区公文例および用字例(平成13品川区訓令第34号)の定めるところによる。

### (登録)

第5条 要綱を制定または改廃したときは、総務部長に届け出て、登録を受けなければならない。

### (関係部署への送付)

第6条 前条による登録を受けた要綱について各主管課は、関係部署あてその写しを送付しなければならない。

### 付 則

- 1 この要綱(基準)は、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 現に存する要綱および要領については、第5条の規定を除き、新たな改正

の時点からこの要綱（基準）を適用する。

付 則

この要綱（基準）は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

別記

・・・要綱

制定○・・・年・・・月・・・日○区長決定○○  
要綱第・・・号  
改正○・・・年・・・月・・・日○要綱第・・・号

○(・・・)

第1条○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○・・・・・・・・・・。

2○・・・・・・・・・・。

○(・・・)

第2条○・・・・・・・・・・。

○(1)○・・・・・・・・・・。

○○ア○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

○(・・・)

第3条○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

○○○付○則

○この要綱は、・・・年・・・月・・・日から適用する。

{または}

1○・・・・・・・・・・。

2○・・・・・・・・・・。

備考

「○」は、1字空けることを示す。